

## 2025年度予算 第1次省庁要請行動

### 厚生労働省要請行動

第1次要請行動 2024年7月4日

自治労参加者：天本敬久 一般現業部会幹事、濱田歩美 同幹事、吉村秀則 事務局長

厚生労働省参加者：老健局、社会・援護局、労働基準局、医政局、保健局、健康・生活衛生局

#### 【介護職場関連】

(1)介護予防・日常生活支援総合事業における栄養改善指導をはじめとした食にかかわる予算を充実させること。また、地域包括支援センターに専門調理師等を配置するなど、施策の充実をはかること。

#### ①<厚労省>第1次要請 【介護職場関連】項目1回答の概要

「総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)」は、自治体が地域の実情に応じた多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをめざすものである。そのため、事業の内容や事業費は自治体が定めることとされており、栄養改善指導をはじめとした食に関わる事業に対し、どの程度の予算を確保するかは自治体の裁量である。また、総合事業における栄養改善指導に関する取り組みとしては、2022年に栄養改善マニュアルを含む介護予防マニュアルの改訂を行った。当該マニュアルの自治体への普及啓発を通し、引き続き栄養改善指導をはじめとした食に関わる事業の充実を推進していく。

地域包括支援センターは、ケアマネジメント等の個々の高齢者の生活支援や、総合的な相談支援、地域ネットワークを構築する、などの取り組みを行う機関であるため、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の三職種を配置することとしており、これら以外の職員の配置については、自治体が地域実情に応じて判断すること、とされている。従って、専門調理師などの配置は必須とはしていないが、自治体によっては高齢者の見守りと一体的に行う配食サービスと地域包括支援センターが連携し地域の高齢者の食を支える取り組みを行うなど、高齢者の食に関する専門的な知識を持つ方が活動しているケースもある。引き続き、総合事業や地域包括支援センターの施策充実に努めていく。

#### ②<自治労>第1次要請 【介護職場関連】項目1追加要請1

以前から訴えている通り、口から物を食べることが高齢者にとっては非常に大切であり、口から物を食べられなくなると急激に心身が衰弱することが多い。活力を持った高齢者を維持するために、食べ物を美味しく食べられるような工夫が必要であり、そのためには調理師が必要不可欠である。自治体判断であることは承知しているもの

の、良い事例を厚労省として収集、発信していただくことで、全国的な取り組みが広がると考える。一部の自治体では、必置の三職種に加えて栄養士も配置されていることから、調理師だけでなく栄養士も加えることも加味し、地域連携のあり方を考えていただきたい。

**③<厚労省>第1次要請 【介護職場関連】項目1追加要請1に対する回答**

高齢者が口から物を食べることの大切さについては重々承知している。厚労省およびスポーツ庁で取り組んでいる「健康寿命をのばそう！アワード」という事業で介護予防に資する事例を集めており、そういった事例を応募していただくことで横展開に活用できるため、ご協力をお願いしたい。

(2)介護現場の離職防止と人材確保の観点から、新たに一本化された処遇改善加算の確実な取得などにむけて必要な周知・助言を行うこと。また、請求手続きの簡素化など、事業所がスムーズに新加算を取得できるよう配慮するとともに、さらなる処遇改善にむけた対応を強化すること。

**①<厚労省>第1次要請 【介護職場関連】項目2回答の概要**

介護職員の給与が他の職種に比べて低い状況のため、人材確保にむけては処遇改善に取り組んでいく必要があると認識し、これまでも厚労省では処遇改善に取り組んできている。そのうえで、2024年度の介護報酬改定においては、+1.59%の改定率を確保した。処遇改善加算の取得促進にむけては、今までに厚労省のホームページや、実際の申請窓口でのリーフレット配布、改正概要や申請方式の記入方法を伝える動画の作成、処遇改善に関する基本的事項を説明するコールセンターの設置等の取り組みを行ってきた。引き続き、処遇改善加算の取得がより一層進むよう全力で取り組んでいきたい。

**②<自治労>第1次要請 【介護職場関連】項目2追加要請1**

2024年度の介護報酬改定において、+1.59%の改定であるが、今年の一部の大手では5%以上の賃金改定を行っている例もある。これまでにさまざまな処遇改善に取り組んでいるが、それ以上に他職種の賃金改定幅が高いため、依然として介護職の賃金が低い状況にあり、そのため、2023年では入職者より退職者が上回る結果となった。このした中で、2024年2月から実施されている介護職の6,000円賃上げなどは十分な効果を得られないため、厚労省が示している介護職員が2040年に69万人が不足することについて、人手不足に拍車を掛けている状況と考える。社会福祉法人等は介護報酬で賃金が決定するが、まずは公定価格を上げて、全産業平均に追いつくような取り組みを要請する。加えて、介護現場が良いもの、楽しいものであると、厚労省が発信していかないと人材確保に繋がらないと考える。

処遇改善加算の取得に関し、2022年のデータでは、訪問介護事業所等の小さい事業所においては手続きに手が回らず7割程度しか取得できていないと聞き及んでいる。

2024年6月以降、処遇改善加算が一本化することで取得促進に効果が出るのかは疑問である。介護サービス事業所等に対する研修会や専門的な相談員（社会保険労務士など）の派遣を通じた個別の助言・指導等の支援を行うための予算も確保していたと思うが、十分に周知されていないと考える。取得促進に関するさまざまな取り組みを周知していただきたい。

**③<厚労省>第1次要請 【介護職場関連】項目2追加要請1に対する回答**

介護職員の人材確保は非常に重要な課題であると考えている。まずは、2024年度の介護報酬改定の影響がどのように現場で作用するか、しっかりと把握したうえで、引き続き取得促進に取り組んでいきたい。

(3) 今後の感染症等の蔓延に備えるとともに、予測される高齢者人口の増加などを踏まえ、次世代の介護の担い手を養成するための予算の確保・充実など、必要な施策を早急に講じること。また、海外から介護を担う労働者を受け入れるにあたっては、適切な処遇を含めた安全・安心な労働環境を整えること。

**①<厚労省>第1次要請 【介護職場関連】項目3回答の概要**

今後必要となる介護人材を確実に確保していくため、介護福祉養成施設に通う学生に対し、修学資金の貸し付けを実施している。これについては資格取得後、介護福祉士として介護業務に5年間従事することで返済が全額免除されるものである。予算要求上は単年度主義のものであるが、例年、各自治体に貸し付け事業の実施状況調査を行っており、引き続き事業が安定的に実施できるよう自治体の状況を聞き取りつつ、必要な予算計上に努めていきたい。

また、将来に渡って必要な介護サービスを受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題と考えており、処遇改善等の総合的な人材確保対策を進めているところである。外国人介護人材を活用していただくことも重要な対策のひとつであり、外国人介護人材が安心して就労できるよう取り組みを進める必要があると考えている。外国人介護人材の受け入れ環境の整備として、介護事業者に対し、外国人職員と円滑に働くための講習会への参加や、外国人職員の生活支援やメンタルヘルスケアなどにかかる経費の助成、母国語で対応できる相談窓口を設置し介護業務の悩みに対する相談支援、労働法令の遵守に関する周知等を実施している。また、関係団体と連携し、特定技能外国人が就労する介護事業所に巡回訪問を行い、事業所職員や外国人本人との面談も実施している。引き続き、さまざまな取り組みを通じて外国人介護人材の権利保護や生活面での安心確保に取り組んでいく。

**②<自治労>第1次要請 【介護職場関連】項目3追加要請1**

現状の円安状況では日本が外国人就労者に選ばれない国となっている。介護現場は賃金が安いと、さらに選ばれないという認識である。人材確保を早急に改善していかなければ、介護離職やヤングケアラーなどの社会問題に繋がっていく。国民全体で

平等に負担している介護保険料であるのに、平等に介護を受けられない状況が既に始まっている。全国の自治体では常に国の動向を注視している中で、厚生労働省が主導し、国が方針を示していただく必要があると考える。

③<厚労省>第1次要請 【介護職場関連】項目3追加要請1に対する回答

日本が選ばれる国にならなければいけない、という問題意識は同じ認識である。外国人介護人材の就労について、受け入れ環境の整備、定着支援の側面で回答をしたが、もう一方で、海外現地での働きかけという点も重要な側面であると考えている。国として、海外現地にむけた日本の介護に関するPR活動や、帰国後のネットワーク構築等の事業を行っている。引き続き、外国人介護人材が日本を選んでくれるよう、取り組みを続けていく。

【病院職場関連】

(4)看護補助者の人員確保と定着にむけ、正規雇用化や処遇改善、労働環境改善を行うよう助言すること。

①<厚労省>第1次要請 【病院職場関連】項目4回答の概要

厚労省では、看護補助者の確保や就労継続支援を推進している。具体的には、2020年度より「医療専門職支援人材確保・定着支援事業」において、業務に必要な知識、技術の習得にむけた研修プログラムの開発や、看護補助者の活用に関する好事例の情報発信等を実施している。また「地域医療介護総合確保基金」を活用した、病院管理者等を対象とした看護補助者の活用に関する研修の実施などにかかる財政支援を行っているほか、2023年度補正予算事業において、看護補助者の確保、定着に困難が生じている病院等において、看護補助者の確保、定着のための取り組みを総合的に推進し、病院の人材マネジメント力の向上を支援することを目的とした、看護補助者の確保、定着支援事業を実施している。

処遇改善については、2023年11月に閣議決定された、デフレ完全脱却のための総合経済対策において、「2024年度の医療・介護・障害福祉サービス等報酬の同時改定での対応を見据えつつ、喫緊の課題に対応するため、人材確保にむけて賃上げに必要な財政措置を早急に講ずる」とされたことを踏まえ、2024年2月から5月まで病院等で勤務する看護補助者を対象に、月額平均6,000円程度の収入を引き上げるため「看護補助者処遇改善事業補助金」によって支援を実施してきている。

②<自治労>第1次要請 【病院職場関連】項目4追加要請1

現在、医師から看護師、看護師から看護補助者というように、タスクシェア、タスクシフトが進んでいる状況であり、看護補助者の役割も見直されているところであるが、看護補助者が担っていた業務を渡す先が派遣職員や有期雇用者などであり、定着が進まない状況である。業務内容と処遇面が見合わないことも定着しない原因の一つ

と考えられるため、診療報酬の改定にある看護補助体制加算の取得等により、看護補助者の人材確保や、定着に向けたさらなる処遇改善を行うよう指導していただきたい。

また、2024年2～5月の間で処遇改善事業等も行われてきたが文面上で範囲が限定されたことによって、実際は処遇改善が行われなかった、という事案も聞き及んでいる。現場や各事業所等が柔軟に対応でき、確実に給与に反映される使いやすい事業や制度となるよう、今後、処遇改善を行う際には工夫もはかっけていただきたい。

③<厚労省>第1次要請 【病院職場関連】項目4追加要請1に対する回答

処遇改善加算事業については終了してしまったが、文面上で対象が限定されてしまったという意見を踏まえ、今後の取り組みに努めていく。

(5)2024年診療報酬改定で措置された、医療機関で働く職員の賃上げについて、公立病院においても実施されるよう助言すること。

①<厚労省>第1次要請 【病院職場関連】項目5回答の概要

看護職種等の医療関係職種の賃上げのために、ベースアップ評価料を新設した。また、ベースアップ評価料の対象職種とならない事務職員等の賃上げに資する措置として初診料、再診料、入院基本料の引き上げも併せて実施している。

ベースアップ評価料について適切な周知を図るための疑義解釈を一つ紹介すると、人事院勧告に伴う給与の増加に対しベースアップ評価料に対する収入を用いてよいか、という問に対しては、差し支えないと回答している。

②<自治労>第1次要請 【病院職場関連】項目5追加要請1

医療機関で働く職員の賃上げについては、看護補助者だけでなく、治療食を提供している調理部門についても、チーム医療に関わる重要な部門であると考え。あわせて、改善がはかられるよう要請する。

(6)感染症指定病院をはじめ、すべての医療従事者の労働安全衛生を確保するよう助言すること。

①<厚労省>第1次要請 【病院職場関連】項目6回答の概要

2023年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更され、以後の新型コロナウイルス感染症対策は個人の選択を尊重し、国民の自主的な取り組みをベースとした対応を求めている。一方、医療現場における感染拡大を防ぐ観点から院内の労働安全衛生の確保が重要であり、感染対策として、時差通勤や昼休みの時差取得、感染した場合の休業制度、休業による手当等の取り決めを事前に労使間で話し合い、共有しておくこと等が考えられる。厚労省では、ホームページにおいて、5類感染症移行後の対応を含め、Q&Aとして情報発信を行っている。このような取り組みを通じて、引き続き医療従事者の労働安全衛生の確保、労働災害の防止に努めていく。

## ②<自治労>第1次要請 【病院職場関連】項目6追加要請1

介護職場と同様に病院職場も慢性的な人員不足の状況である。コロナ禍でも経験したように、医療従事者が感染して休まなければいけない状況であっても、それをカバーできない状況であり、配置基準をクリアするだけでなく、安心して良質な医療が提供できるよう、労働安全衛生の観点を踏まえ患者と職員、双方の安全が守られる職場環境が必要であると考えます。引き続き助言、指導などを要請する。

また、5類移行に際し濃厚接触者の取り扱いがなくなり個人裁量となった現状では、新型コロナウイルスに感染した場合、5日間で職場復帰するケースや、10日間まで年休取得で対応するケースもある。職場ごとに対応が異なっているが、介護、医療双方の現場において、そこに関わるすべての人の安全・安心が守られるよう、特別休暇の運用等の観点からの見直しや、現場実態に合わせた制度設計についての対応をお願いする。

(7)新たな感染症危機に対応できるよう必要物品の確保を行うとともに、患者・医療従事者双方の安全・安心が守られる体制の整備や現場実態に即した予算確保を行うこと。

## ①<厚労省>第1次要請 【病院職場関連】項目7回答の概要

新興感染症への対応については、2024年4月に施行された改正感染症法等により、自治体が医療機関等と協議を行い、病床確保や発熱外来等に関する協定を締結する仕組みを法定化している。同改正法において、新たに医療措置協定の内容の一つとして医療機関における个人防护具の備蓄を位置付けたところである。また、新型インフルエンザ等対策政府行動計画が本年見直され、先日閣議決定された。見直し後の政府行動計画については、物資の章を新設し、準備期、初動期、対応期の3つの時期に分け、それぞれの時期で国や自治体等が行うことを明記するなど、新たな新興感染症が生じた場合に、个人防护具が不足することがないように見直しが行われた。

患者や医療従事者の安全・安心について、今後、新興感染症発生蔓延時に対応いただくため、病床確保などに関する医療措置協定を事前に自治体と協定した医療機関に対して、感染症に基づき個室の整備、病棟の増員を行うための改修工事を行う場合に、財政支援を実施している。

## ②<自治労>第1次要請 【病院職場関連】項目7追加要請1

新型コロナウイルス感染症の位置付けが2類から5類に変更となり、発生当初と比べると防護具も充足、確保されている状況ではある。3つの時期などに合わせた行動計画など示されたところであるが、今後、未知の感染症が発生する可能性もあり、引き続き必要物品の確保にむけた取り組みをお願いしたい。

また、2類時には外だしできなかった、本来は医療従事者の業務範囲にはない仕事については5類移行後も外だしできない状況である。過渡期であると理解しているが、現場では依然として負荷が残っている現状であるため、位置付け変更に見合った基準

や計画などを示していただきたい。

### 【保健所関連】

(8)感染症の感染拡大時の検体搬送体制強化にむけ、体制維持にむけた人員確保と専用車両購入や車両整備に対する予算を確保すること。

#### ①<厚労省>第1次要請 【保健所関連】項目8回答の概要

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、次の感染症危機にも備え、平時のうちから計画的に体制整備を進めていくことが重要であると考えている。このため、2022年12月に成立した、改正感染症法に基づく予防計画の実行性を高めるために、各保健所において、有事の際の人員体制の構築や業務効率化の取り組み等を盛り込んだ「健康危機対処計画」を作成していただくこととしている。この中で、検体搬送の仕組みの整備についても、保健所や地方衛生研究所等が関係機関と調整の上、整備していただくことをお願いしている。

人員の確保については、保健所の恒常的な人員体制強化をはかるため、これまで感染症対応業務に従事する保健師を、2021年から2年間で約900人増員する地方財政措置を行ってきた。また、2023年度においても平時のうちから感染症危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所において感染症対応業務に従事する保健師をさらに約450人増員するとともに、事務職員等を約150人増員する措置を講じている。さらに2024年度は、統括保健師などの総合的なマネジメントを担う保健師の役割の重要性を鑑みて、地方交付税措置について道府県標準団体の本庁および保健所の課長措置数を各1人増加する等の見直しを行っている。

次の感染症危機に備え、平時から検体搬送も含めた体制の強化は大変重要であると考えているため、引き続き聞き取りを行いながら必要な支援を検討していく。

#### ②<自治労>第1次要請 【保健所関連】項目8追加要請1

今は一定程度落ち着いているが、コロナウイルス感染症拡大時は保健師が集まらず現場は苦慮していた。国としても地方交付税含め予算措置の実施に感謝する。国の予算上は単年度予算であることは理解しているが、今後また起こり得る感染症蔓延時に同様の事態に陥らないよう、継続的に各自治体での人員確保につながる予算措置を要請する。

### 【学校給食職場関連】

(9)「大量調理施設衛生管理マニュアル」において、「調理従事者等は下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調理作業に従事しないこと」と示されているため、年休や病休等で対応している自治体もあることから、実態

に応じた改正を行うとともに、大量調理施設衛生管理マニュアルの趣旨に沿った、施設や設備の充実にむけ、必要な予算措置を行うこと。

①<厚労省>第1次要請 【学校給食職場関連】項目9回答の概要

(厚生労働省の所管ではないため、回答なし)

【学校用務職場関連】

(10) 学校教育法施行規則第65条の「学校用務員が学校の環境整備その他の用務に従事する」に基づき、学校用務員が環境整備を行うにあたり労働安全衛生法上の研修受講が必要な機材を使用することが多いことから、関係省庁に対し学校用務員の安全衛生管理要綱を策定するよう促すこと。

①<厚労省>第1次要請 【学校用務職場関連】項目10回答の概要

学校用務員については、一般的に労働安全衛生法令の適用を受けており、学校用務員の安全と健康を確保することは重要であると認識している。学校用務員の業務は、学校という特定の環境下で作業が行われ、個々の作業については工具を用いた作業なども含まれている。これによる労働災害を防止するためには、労働安全衛生法令に基づいて行われる雇い入れ時の教育において、業務に応じた必要な教育が行われるよう、労働安全衛生管理体制が整備、維持されることが重要である。

労働安全衛生法令において、労働者が使用する際に講習の修了等を求める機械等については、その遵守がなされていない場合、各労働基準監督署において、事案の把握後、適切に指導等が実施されている。

厚生労働省では都道府県労働局、各労働基準監督署を通じて、労働安全衛生法令の周知に努めている。要望を踏まえ、各関係省庁に対し要望の内容について協議させていただく。

②<自治労>第1次要請 【学校用務職場関連】項目10追加要請1

いまだに現場では、特別教育未受講で校長指示の下で業務を行っている職場もある。厚労省から通知も出しているが、このような実態をなくすため、改めて周知徹底をお願いしたい。また、学校施設という特定の環境下での多彩な業務に応じた安全衛生要綱を出すよう、厚労省から文科省への連携を要請する。また、熱中症についても学校用務職場という一人職場であるリスクもあるため、熱中症に関するアラートの対応など省庁間連携について検討いただきたい。

③<厚労省>第1次要請 【学校用務職場関連】項目10追加要請1に対する回答

学校用務職場では、脚立からの墜落や転倒の事例である。脚立からの墜落については厚労省で出しているチェックリストや、転倒に関するリーフレット等も活用いただきたい。省庁間連携についても今後検討していく。

2024年 7月 4日

厚生労働大臣  
武見 敬三 様

全日本自治団体労働組合  
中央執行委員長 石上 千博

### 2025年度政府予算編成に関する要請書

日頃より、厚生労働行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

いま日本は人口減少や超高齢化に対応するための社会的な変革を迫られています。その困難に直面する一方、経済状況や労働価値に見合った十分な賃金がすべての労働者に確保されておらず、日本の活力に大きな影を落としています。もはや、次世代を担う若者たちにとっては、明るい未来を展望することさえ難しい状況です。

こうした中、地域社会において日々、安心して暮らしていくためには、持続可能な社会保障制度を確立することが何より重要です。2024年度政府予算における社会保障関係費は37兆7,193億円となり、過去最大の規模となりましたが、2025年度政府予算においても、引き続き、地域における医療や保健体制の充実、社会福祉施策の強化、これらに携わる地域公共サービス労働者の待遇改善など、かつてない高まりを見せる社会保障に対する市民の期待やニーズに応える必要があります。

つきましては、2025年度の政府予算編成にむけて、以下の通り要請します。

#### 記

##### 【介護職場関連】

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業における栄養改善指導をはじめとした食にかかわる予算を充実させること。また、地域包括支援センターに専門調理師等を配置するなど、施策の充実をはかること。
- (2) 介護現場の離職防止と人材確保の観点から、新たに一本化された処遇改善加算の確実な取得などにむけて必要な周知・助言を行うこと。また、請求手続きの簡素化など、事業所がスムーズに新加算を取得できるよう配慮するとともに、さらなる処遇改善にむけた対応を強化すること。
- (3) 今後の感染症等の蔓延に備えるとともに、予測される高齢者人口の増加など

を踏まえ、次世代の介護の担い手を養成するための予算の確保・充実など、必要な施策を早急に講じること。また、海外から介護を担う労働者を受け入れるにあたっては、適切な処遇を含めた安全・安心な労働環境を整えること。

#### 【病院職場関連】

- (4) 看護補助者の人員確保と定着にむけ、正規雇用化や処遇改善、労働環境改善を行うよう助言すること。
- (5) 2024年診療報酬改定で措置された、医療機関で働く職員の賃上げについて、公立病院においても実施されるよう助言すること。
- (6) 感染症指定病院をはじめ、すべての医療従事者の労働安全衛生を確保するよう助言すること。
- (7) 新たな感染症危機に対応できるよう必要物品の確保を行うとともに、患者・医療従事者双方の安全・安心が守られる体制の整備や現場実態に即した予算確保を行うこと。

#### 【保健所関連】

- (8) 感染症の感染拡大時の検体搬送体制強化にむけ、体制維持にむけた人員確保と専用車両購入や車両整備に対する予算を確保すること。

#### 【学校給食職場関連】

- (9) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」において、「調理従事者等は下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調理作業に従事しないこと」と示されているため、年休や病休等で対応している自治体もあることから、実態に応じた改正を行うとともに、大量調理施設衛生管理マニュアルの趣旨に沿った、施設や設備の充実にむけ、必要な予算措置を行うこと。

#### 【学校用務職場関連】

- (10) 学校教育法施行規則第65条の「学校用務員が学校の環境整備その他の用務に従事する」に基づき、学校用務員が環境整備を行うにあたり労働安全衛生法上の研修受講が必要な機材を使用することが多いことから、関係省庁に対し学校用務員の安全衛生管理要綱を策定するよう促すこと。

以上